

## 川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付要綱

平成 30 年 10 月 30 日

30 川ま建指第 351 号

市長 決 裁

### (目的)

第 1 条 この要綱は、地震によるブロック塀等の倒壊による人的被害を防止するため、道路等及び公園等に面したブロック塀等の撤去に要する費用の一部に対する助成金の交付について、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 13 年 3 月 21 日規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、石積塀、万年塀及びその他これらに類する塀（塀に付随する門柱を含む。）をいい、擁壁及び土留めは含めない。
- (2) 道路等 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）第 42 条に規定する道路（以下「基準法上の道路」という。）のほか、不特定多数の者の通行の用に供する通路をいう。
- (3) 公園等 都市公園法第 2 条に規定する都市公園及びその他の不特定多数の者が利用する公園及び広場をいう。
- (4) ブロック塀等所有者等 ブロック塀等の所有者（共有のものにあつては、その代表者）及び管理者をいう。
- (5) 助成対象工事 川崎市域において、道路等又は公園等に面し、別表 1 に掲げる安全性が確認できない高さ 1.2m を超えるブロック塀等について、ブロック塀等の高さが 1.2 m 以下となるように撤去（門柱のみの撤去を除く。）する工事をいう。ただし、過去にこの要綱に基づき、第 10 条の通知を受けた同一の敷地で行う事業は除く。
- (6) 申請者 この要綱に基づき、助成金の交付を受けようとするブロック塀等所有者等をいう。
- (7) 助成対象者 この要綱に基づき、助成金の交付決定を受けたブロック塀等所有者等で撤去を行う者をいう。

(対象費用及び助成金の額)

第3条 助成金の対象となる費用(以下「対象費用」という。)は、前条第5号に規定する助成対象工事に要する費用とする。ただし、消費税等相当額及び川崎市等の他の事業により助成対象工事について助成金を受ける部分に係る費用は除く。

2 助成金の額は、対象費用又はブロック塀等の見付面積に単価上限 12,500 円/m<sup>2</sup>を乗じて算出した事業費のいずれか低い方の2分の1に相当する額とする。ただし、助成金の額は、300,000 円を上限とする。また、助成金の額の算定において、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。なお、助成金の額は予算の範囲内とする。

(交付申請)

第4条 申請者は、助成金交付申請書(第1号様式、第1-1号様式、第1-2号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、事業開始予定日前までに、市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等の撤去前の写真等
- (2) 案内図
- (3) 配置面
- (4) 見付図
- (5) 助成対象工事の見積書等
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定により助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る審査を行い、助成金の交付の決定をしたときは、助成金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定するにあたって、必要な条件を付することができる。

3 市長は、審査の結果、助成金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して、助成金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、やむを得ない場合を除き、助成金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る助成金の交付の決定又は助成金を交付しない旨の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

第 6 条 申請者は、第 4 条の規定による申請をした日から前条第 1 項の規定により市長が交付を決定する前日までに、助成金交付申請取下げ届(第 4 号様式)により交付申請を取下げることができる。

(事業の着手)

第 7 条 助成対象者は、第 4 条の規定による交付申請における事業開始予定日にかかわらず、第 5 条第 1 項の規定による助成金の交付決定後でなければ、事業に着手してはならない。

(事業の変更等)

第 8 条 助成対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合(ただし、助成金交付決定額の変更を伴わない軽微な変更を除く。)においては、助成金変更承認申請書(第 5 号様式)を、事業の廃止をしようとする場合においては、助成金廃止承認申請書(第 6 号様式)を市長に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 対象費用又は事業内容を変更しようとするとき
- (2) 助成対象者を変更しようとするとき
- (3) その他市長が必要と認めたとき

2 市長は、前項による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定し、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる様式により、その旨を助成対象者に通知するものとする。

- (1) 助成金変更承認申請書の提出があった場合において、変更を承認すべきものと認めたとき 助成金変更承認通知書(第 7 号様式)
- (2) 助成金廃止承認申請書の提出があった場合において、廃止を承認すべきものと認めたとき 助成金廃止承認通知書(第 8 号様式)
- (3) 助成金変更承認申請書の提出があった場合において、変更を承認することが不相当であると認めたとき 助成金変更不承認通知書(第 9 号様式)

3 助成対象者は、第 1 項ただし書きにある助成金交付決定額の変更を伴わない軽微な変更をしようとする場合においては、助成金軽微変更届(第 11 号様式)を市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第 9 条 助成対象者は、第 5 条第 1 項に規定する助成金の交付決定を受けた事業が完了したときは、助成金工事完了報告書（第 12 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、原則として、当該事業に係る助成金の交付決定を受けた年度の 2 月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合においては、この限りではない。

- (1) ブロック塀等の撤去後の写真
- (2) 助成対象工事の契約書等の写し
- (3) 助成対象工事の領収書の写し

(助成金の額の確定等)

第 10 条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第 13 号様式）により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付等)

第 11 条 前条に規定する通知を受けた助成対象者は、速やかに、助成金交付請求書（第 14 号様式）により当該助成金の交付の請求を市長にしなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る助成金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第 12 条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為によって助成金の交付の決定を受けたとき
- (2) 助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (3) 正当な理由なく、助成金の交付請求を行わなかったとき
- (4) 前 3 号のほか、この要綱に違反したとき

2 市長は、前項の取消しをした場合は、助成金交付決定取消通知書（第 10 号様式）により助成対象者に助成金の交付決定を取り消す旨を通知するものとする。

(フェンス新設に係る責務)

第 13 条 助成対象者は、ブロック塀等を撤去したのち、フェンス等を新設する場合には、軽量フェンス等の設置に努めるものとする。やむを得ずブロック塀等を新設する場合には、建築基準関係規定に適合したブロック塀等とし、適切に維持管理を行うものとする。

2 建築基準法第 42 条第 2 項の道路に面するブロック塀等を撤去したのち、フェンス等を新設する助成対象者は、川崎市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき協議を行わなければならない。

(他制度との併用)

第 14 条 助成対象者は、他の助成金等を併せて受けようとするときは、事前に市長と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示を行うにあたっては、他の助成等を行う機関と調整を図るものとする。

(検査等)

第 15 条 市長は、助成金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、助成対象者に対して報告を求め、又は助成対象者の協力を得た上で、職員に当該事業の敷地等に立ち入り、検査させることができる。

(事業の適正な遂行)

第 16 条 助成対象者は、助成金を他の用途へ使用してはならない。

(助成金の返還等)

第 17 条 市長は、第 12 条の規定により助成金交付を取り消した場合において、その取消しに係る助成金を既に交付しているときは、当該助成金の助成対象者に対して期限を定めて助成金の返還を求めることができる。

(法令等の遵守)

第 18 条 助成対象者は、法令等を遵守するとともに、当該事業の実施箇所又はその周辺で

実施している、又は実施が予定されている公的事业等の所管部署と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

(委任)

第 19 条 この要綱の施行について必要な事項は、まちづくり局長が別に定める。

別表1 安全性の確認

(1) コンクリートブロック造の塀

項目		基準
①	塀の高さ	塀の高さは地盤面から 2.2m以下である
②	塀の厚さ	塀の厚みは 10 cm以上である (塀の高さが 2.0m超え 2.2m以下の場合は 15 cm以上である)
③	控え壁	塀の長さが 3.4m以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁がある
④	基礎	コンクリート基礎がある
⑤	塀の健全性	傾きやひび割れ等がない
⑥	鉄筋	塀の中に直径 9mm以上の鉄筋が縦横とも 80 cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている

(2) 組積造の塀

項目		基準
①	塀の高さ	塀の高さが地盤面から 1.2m以下である
②	塀の厚さ	塀の厚さは高さの 1/10 以上である
③	控え壁	塀の長さが 4.0m以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁がある
④	基礎	コンクリート基礎がある
⑤	塀の健全性	傾きやひび割れ等がない

(3) 万年塀

項目		基準
①	塀の健全性	傾きやひび割れ等がない

附 則（平成 30 年 10 月 30 日 30 川ま建指第 351 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

（経過措置）

大阪府北部を震源とする地震の発生日（平成 30 年 6 月 18 日）からこの要綱の施行日  
前日までの間に事業に着手した助成対象工事については、第 7 条の規定は適用せず、対  
象費用に含むものとし、第 4 条中「事業開始予定日前」とあるのは「平成 30 年 12 月 28  
日」と読み替えるものとする。

附 則（平成 31 年 4 月 24 日 31 川ま建指第 46 号）

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 25 日 2 川ま建指第 497 号）

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

助成金交付申請書（第 1 号様式）

助成金交付決定通知書（第 2 号様式）

助成金不交付決定通知書（第 3 号様式）

助成金交付申請取下げ届（第 4 号様式）

助成金変更承認申請書（第 5 号様式）

助成金廃止承認申請書（第 6 号様式）

助成金変更承認通知書（第 7 号様式）

助成金廃止承認通知書（第 8 号様式）

助成金変更不承認通知書（第 9 号様式）

助成金交付決定取消通知書（第 10 号様式）

助成金軽微変更届（第 11 号様式）

助成金工事完了報告書（第 12 号様式）

助成金額確定通知書（第 13 号様式）

助成金交付請求書（第 14 号様式）



## 川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付申請書

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付要綱の規定に基づく助成金の交付を受けたいので、同要綱第4条第1項の規定に基づき、必要書類を添えて次のとおり申請します。なお、この申請に必要な土地・建物に関する情報について、関係部局に照会を行うことについて同意します。

申 請 者	住 所 <small>（法人等にあつては 主たる事務所の所在地）</small>	〒            —
	ふりがな	
	氏 名	
	電 話 番 号	(            )            )
撤去する ブロック塀等  該当する□を塗り つぶしてください	所有者氏名	<small>※申請者と同一であれば記入不要</small>
	所有者住所	<small>※申請者と同一であれば記入不要</small>
	所 在 地	川崎市            区 <small style="text-align: right;">※住居表示を記入（住居表示がない場合は地名地番）</small>
	種 類	<input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> 石積塀 <input type="checkbox"/> 万年塀 <input type="checkbox"/> その他（            ）
	工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 全部撤去 <input type="checkbox"/> 一部撤去
	工 事 期 間	年    月    日    ～            年    月    日
	塀が面する場所	<input type="checkbox"/> 道路等 <input type="checkbox"/> 公園等
交付申請額	, 0 0 0 円（千円未満切捨て） <small>※第1-2号様式で計算した金額を記入</small>	

宣 誓 欄
<p>助成対象工事のブロック塀等について、過去にこの要綱に定める助成金及び他の同様の助成金を受けていません。</p>
<p>ブロック塀等を撤去後、フェンス等を新設する場合</p> <p>申請者は、川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、助成金を受けてブロック塀等を撤去したのち、フェンス等を新設する場合には、軽量フェンス等の設置に努めます。やむを得ずブロック塀等を新設する場合には、建築基準関係規定に適合したブロック塀等とし、適切に維持管理します。</p>
<p>構造上一体となっているブロック塀等の一部を撤去する場合</p> <p>申請者は、構造上一体となっているブロック塀等の所有者に対し、実施内容・方法、ブロック塀等の耐久性・耐震性への影響等について説明し、ブロック塀等の一部を切り離すことについて承諾を得ています。</p>
<p>建築基準法第42条第2項の道路に面するブロック塀等を撤去する場合</p> <p>申請者は、川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付要綱第13条第2項の規定に基づき、助成金を受けてブロック塀等を撤去したのち、フェンス等を新設する場合には、川崎市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき協議を行い、フェンス等を新設します。</p>
<p>上記事項を遵守します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">申 請 者 氏 名</p>

第1-1号様式（第4条関係）

【安全性チェックリスト】

次のいずれかのチェックリストを用い、塀の点検を行ってください。

なお、助成金の対象になる塀は、塀の高さが1.2mを超え、かつ、以下のチェックリストにおいて「塀の高さ」を除く項目のいずれか一つ以上に「いいえ・不明」が該当する場合は、

コンクリートブロック造用

項 目		基 準	点検結果	
1	塀の高さ	地盤面から2.2m以下である。	はい	いいえ・不明
2	塀の厚さ	10cm以上である。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は、15cm以上である）	はい	いいえ・不明
3	控え壁	塀の長さが3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある。	はい	いいえ・不明
4	基礎	コンクリート基礎がある。	はい	いいえ・不明
5	塀の健全性	傾きやひび割れ等がない。	はい	いいえ・不明
【以下の項目は、項目1～5の全てが「はい」の場合のみ回答】				
6	鉄筋	塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている。	はい	いいえ・不明

組積造（石積塀やれんが塀）用

項 目		基 準	点検結果	
1	塀の高さ	地盤面から1.2m以下である。	はい	いいえ・不明
2	塀の厚さ	高さの1/10以上である。	はい	いいえ・不明
3	控え壁	塀の長さが4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある。	はい	いいえ・不明
4	基礎	コンクリート基礎がある。	はい	いいえ・不明
5	塀の健全性	傾きやひび割れ等がない。	はい	いいえ・不明

万年塀用

項 目		基 準	点検結果	
1	塀の健全性	傾きやひび割れ等がない。	はい	いいえ・不明

【申請に必要な添付書類】

1	ブロック塀等の撤去前の写真等	塀の全景がわかるもの。1枚に収まり切らない場合は分割して撮影する。 点検結果で「いいえ・不明」となった項目が確認できる写真（ひび割れの拡大写真等）を添付すること。
2	案内図	住宅地図等に助成対象ブロック塀等の位置を記載したもの。
3	配置図	方位、道路の位置、助成対象ブロック塀等の種類・位置等を記載したもの。
4	見付図	助成対象ブロック塀等の種類・延長・高さ等を記載したもの。
5	見積書等	助成対象工事とその他工事の内訳がわかるもの。
6	その他	別途、市長が必要と認める書類

第1-2号様式（第4条関係）

【交付申請額算定書】

次の計算式により算定した②・④・⑤を比較してください。最も低い金額が交付申請額となります。

●対象費用の1/2

見積り金額のうち、助成金の対象となる金額（税抜き） ..... 円・・・①

① × 1/2 = ..... 円・・・②

※フェンスや門扉の撤去は助成金の対象になりません。これらの金額を除いたものが助成金の対象となる金額です。

●助成対象見付面積による上限額の1/2

助成対象見付面積の合計 ..... m<sup>2</sup> × 12,500円/m<sup>2</sup> = ..... 円・・・③

③ × 1/2 = ..... 円・・・④

※フェンスや門扉の撤去は助成金の対象になりません。これらの部分を除いた見付面積の合計を算定してください。

(小数第3位以下を切り捨てた数値により計算し、合計は小数第3位以下を切り捨てた数量とする。)

助成対象見付面積の算定式

●上限額

300,000円 ..... ⑤

市記入欄		受付
道路等	<input type="checkbox"/> 基準法上の道路（ <input type="checkbox"/> 幅員4m以上 <input type="checkbox"/> 幅員4m以下） <input type="checkbox"/> 通路等（ <input type="checkbox"/> 公有地 <input type="checkbox"/> 法43条空地 <input type="checkbox"/> その他（    ））	
公園等	種別 ..... 名称 ..... .....	

川崎市指令 第 号  
年 月 日

様

川崎市長

川崎市ブロック塀等撤去促進助成金  
交付決定通知書

年 月 日受付けの川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付申請について、助成金の交付を行うことを決定しましたので、川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付要綱第5条第1項に基づき、次のとおり通知します。

1 助成対象者  
(住所)

(氏名)

2 実施箇所

3 工事種別 ブロック塀等の全撤去 ブロック塀等の一部撤去

4 交付決定額 \_\_\_\_\_円

5 注意事項

- (1) 川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付要綱第8条第1項に規定する変更又は廃止をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 原則として、\_\_\_\_\_年2月末までに事業を完了し、市長に完了報告書を提出すること。
- (4) 助成金額については、完了報告書を提出後、その撤去工事に掛かった費用で確定します。

川崎市指令 第 号  
年 月 日

様

川崎市長

川崎市ブロック塀等撤去促進助成金  
不交付決定通知書

年 月 日受付けの川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付申請について、  
交付を行わないことを決定しましたので、川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付要綱第  
5条第3項に基づき、次のとおり通知します。

1 申 請 者  
（住 所）  
（氏 名）

2 実 施 箇 所

3 工 事 種 別 ブロック塀等の全撤去 ブロック塀等の一部撤去

4 不交付決定の理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、  
3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求め  
る訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査  
請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を  
被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

申 請 者  
住 所  
（法人等にあつては  
主たる事務所の所在地）  
氏 名

川崎市ブロック塀等撤去促進助成金  
交付申請取下げ届

年 月 日受付けの川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付申請について、  
申請を取り下げることとしたため、川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付要綱第6条に  
基づき、次のとおり届け出ます。

1 実 施 箇 所

2 工 事 種 別      ブロック塀等の全撤去      ブロック塀等の一部撤去

3 取 下 げ 理 由

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

助 成 対 象 者  
住 所  
（法人等にあつては  
主たる事務所の所在地）  
氏 名

川崎市ブロック塀等撤去促進助成金  
変更承認申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で交付決定を受けた事業について、事業を変更したいので川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付要綱第8条第1項に基づき、関係書類を添えて、次のとおり変更の承認を申請します。

1 実 施 箇 所

2 工 事 種 別 ブロック塀等の全撤去 ブロック塀等の一部撤去

3 変 更 内 容

助成金交付決定額の変更

既交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

変更申請額 \_\_\_\_\_ 円

差引増減額 \_\_\_\_\_ 円

その他の変更

4 変 更 理 由

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

助成対象者  
住 所  
（法人等にあつては  
主たる事務所の所在地）  
氏 名

川崎市ブロック塀等撤去促進助成金  
廃止承認申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で助成金交付決定を受けた  
事業について、川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付要綱第8条第1項に基づき、次の  
とおり廃止の承認を申請します。

1 実 施 箇 所

2 廃 止 の 理 由



第 年 月 日 号

様

川崎市長

川崎市ブロック塀等撤去促進助成金  
変更承認通知書

年 月 日受付けの川崎市ブロック塀等撤去促進助成金変更承認申請について、変更を承認することとしたので、川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付要綱第8条第2項に基づき、次のとおり通知します。

- 1 川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付決定通知書の通知番号  
( 年 月 日 川崎市指令 第 号)
- 2 実施箇所
- 3 工事種別 ブロック塀等の全撤去 ブロック塀等の一部撤去
- 4 変更交付決定額 \_\_\_\_\_円

第 年 月 日 号

様

川崎市長

川崎市ブロック塀等撤去促進助成金  
廃止承認通知書

年 月 日受付けの川崎市ブロック塀等撤去促進助成金廃止承認申請について、廃止を承認することとしたので、川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付決定通知書の通知番号  
( 年 月 日 川崎市指令 第 号)
- 2 廃止の内容

第 年 月 日 号

様

川崎市長

川崎市ブロック塀等撤去促進助成金  
変更不承認通知書

年 月 日受付けの川崎市ブロック塀等撤去促進助成金変更承認申請については、承認することが不相当であり、不承認とすることを決定したため、川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付要綱第8条第2項に基づき、次のとおり通知します。

- 1 川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付決定通知書の通知番号  
（ 年 月 日 川崎市指令 第 号）
- 2 不承認の理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

川崎市指令 第 号  
年 月 日

様

川崎市長

川崎市ブロック塀等撤去等促進助成金  
交付決定取消通知書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で交付決定した助成金について、交付決定を取り消したので、川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付要綱第12条第2項に基づき、次のとおり通知します。

1 助成対象者

(住所)

(氏名)

2 実施箇所

3 工事種別 ブロック塀等の全撤去 ブロック塀等の一部撤去

4 取消理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

助成対象者  
住 所  
（法人等にあつては  
主たる事務所の所在地）  
氏 名

川崎市ブロック塀等撤去促進助成金  
軽微変更届

年 月 日付け川崎市指令 第 号で助成金交付決定を受けた  
事業に軽微な変更が生じたため、川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付要綱第8条第3  
項に基づき、次のとおり届け出ます。

1 変 更 事 項

2 変 更 年 月 日

3 変 更 理 由

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

## 川崎市ブロック塀等撤去促進助成金工事完了報告書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で助成金交付決定を受けた  
工事が完了したので、川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付要綱第9条に基づき、次の  
とおり報告します。

1 助成対象者

（住 所）

（法人等にあつては  
主たる事務所の所在地）

（氏 名）

2 実施箇所

3 工事種別 ブロック塀等の全撤去 ブロック塀等の一部撤去

4 完了年月日

5 交付決定額 \_\_\_\_\_円

6 添付書類

- （1）ブロック塀等の撤去後の写真
- （2）助成対象工事の契約書等（写し）
- （3）助成対象工事の領収書（写し）

第 年 月 日 号

様

川崎市長

## 川崎市ブロック塀等撤去促進助成金額確定通知書

年 月 日受付けの川崎市ブロック塀等撤去促進助成金工事完了報告書の提出のあった助成金について、川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付要綱第10条に基づき、金額を確定したので、次のとおり通知します。

- 1 川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付決定通知書の通知番号  
( 年 月 日 川崎市指令 第 号)
- 2 助成対象者  
(住所)  
(氏名)
- 3 工事種別 ブロック塀等の全撤去 ブロック塀等の一部撤去
- 4 実施箇所
- 5 確定金額 \_\_\_\_\_, 000 円

(注) 本通知を受けてから30日以内に助成金の請求をしてください。

## 川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付請求書

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

川崎市ブロック塀等撤去促進助成金額確定通知を受けた助成金について、関係書類を添えて請求します。

1 助成対象者  
住所

氏 名 印

2 実施箇所

3 川崎市ブロック塀等撤去促進助成金額確定通知書の通知番号  
（ 年 月 日 第 号 ）

4 請求金額

千 円

--	--	--	--	--	--	--

5 振 込 先

振 込 先	金融機関名	
	支店名	
	貯金種目	普通 ・ 当座 （該当を○で囲む）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	